

10月1日は**法の日**です

無 料 相 談 をご利用ください

法への理解を深めましょう

法の日、皆さんに法の役割や重要性について考えてもらうきっかけとなるように設けられたものです。法の日になみ、裁判所、法務省、検察庁および弁護士会は、各地で催しを行います。

詳しくは、裁判所ウェブサイト (<http://www.courts.go.jp/>) をご覧ください。

問合せ 名古屋家庭裁判所 ☎052(223)0994

各種申請書などの作成は行政書士へ

行政書士会員でない人が、他人の依頼を受けて報酬を得て業務を行うことは、法律で禁止されています。官公署に提出する書類の作成を他人に依頼するときは、ご注意ください。行政書士は、行政書士法に基づき次の業務を行っています。

- ・官公署に提出する書類、権利義務・事実証明に関する書類作成および作成についての相談
- ・書類を官公署に提出する手続きの代理
- ・行政書士が作成できる書類の契約代理

問合せ 県行政書士会 ☎052(931)4068



司法書士会登記・法律相談会

とき 10月1日(土) 13時～16時

ところ 市役所2階談話室1

内容 土地や建物の相続、売買などの登記、会社や法人の登記、簡易裁判所訴訟代理業務、筆界特定の手続申請など

問合せ 県司法書士会西三河支部 ☎0564(58)0246

行政書士相談会

とき 10月6日(木) 13時～16時

ところ 市役所2階談話室1

内容 相続、贈与、売買、遺言、債権債務、新会社への対応、農地転用都市開発、自動車登録車庫証明、保健所届出など

問合せ 県行政書士会碧海支部 ☎(52)5933

土地家屋調査士会登記法律相談会

とき 10月6日(木) 13時～16時

ところ 市役所2階談話室2

内容 土地建物の表題登記および土地の境界に関する諸問題など

問合せ 県土地家屋調査士会岡崎支部

☎0564(55)8851

日曜公証(遺言、離婚、契約など)相談所

とき 10月2日(日) 9時～16時

ところ 西尾公証役場

相談員 公証人

内容 遺言、離婚・金銭貸借・借地・借家・任意後見契約などの公正証書の作成、会社設立の定款や外国提出書類などの認証

問合せ 西尾公証役場 ☎0563(54)5699